

長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める総会決議

第1 決議の趣旨

近年の家事事件の増加、家庭裁判所の役割の重要性に鑑み、地域の司法制度が地域の住民にとって「より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法」となるよう、どの地域の住民であってもあまねく共通の司法サービスを受けることができるように、当会及び当会会員が一丸となって活動を継続していくことを決意するとともに、裁判所及び国に対して以下の施策の実現を求める。

- 1 長野家庭裁判所佐久支部において、直ちに家庭裁判所調査官を常駐させること。
- 2 長野家庭裁判所佐久支部において、直ちに少年事件を取り扱うこと。
- 3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎を早期に建て替えること。
- 4 全国の裁判所における人的物的基盤の充実にともなう支出に対応するため、司法予算を大幅に増額させること。

第2 決議の理由

- 1 長野家庭裁判所佐久支部に家庭裁判所調査官を常駐させる必要性
(1) 家庭を巡る紛争が増大するなか、当事者の手続保障を十分に図ることを目的として、平成25年1月より改正家事事事件手続法が施行されているが、多様化・複雑化する家事事事件にあつて、家庭裁判所には、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決に寄与することが求められている。

家庭裁判所がこの役割を果たすためには、夫婦間の紛争、親族間の紛争、少年事件、子どもの福祉に関わる事件等につき、手続の各段階において専門性を活かした関与をする家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）が必要不可欠な存在となっている。

ところが、長野家庭裁判所本庁（以下「長野本庁」という。）及び県内6支部の中で、唯一、長野家庭裁判所佐久支部（以下「佐久支部」という。）にだけ調査官が常駐していない。

(2) この点について、当会は、平成24年6月の定期総会において「地域司法の充実を求める総会決議」を採択して以来、継続して、長野家庭裁判所に対して、佐久支部に調査官を常駐させることを要望するとともに、そのために必要な条件の教示を求めているが、同裁判所からは、その都度、「調査官の配置については、最高裁判所において、各裁判所における家事事件及び少年事件の動向、事件処理の状況、事件処理の態勢等の諸事情を検討したうえで、全国的な見地から決定しているところであり、当庁管内の家裁調査官の配置についても、そのような見地から決定されている。」といった回答が続いている。

(3) しかしながら、佐久支部における家事事件の動向及び後述する少年事件の動向を見れば、常駐の調査官が0名という状況は一刻も早く改善されなければならないことは明らかである。

長野本庁・支部別の管内人口、家事新受事件数、現在の常駐調査官数は以下のとおりである（家事新受事件数は日本弁護士連合会の資料開示依頼に対する最高裁判所の回答による）。

<長野本庁・支部別の管内人口、家事新受事件数、常駐調査官数>

	管内人口 (H26.3.1)	件数 (H24)	件数 (H25)	件数 (H26)	件数 (H27)	件数 (H28)	常駐調 査官数
長野本庁	560,624人	3,127	3,302	3,190	3,592	3,613	6名
松本支部	518,600人	3,540	3,623	3,471	4,038	3,893	4名
上田支部	274,248人	1,665	1,893	1,744	1,944	1,971	5名
佐久支部	<u>210,035</u> 人	<u>1,504</u>	<u>1,485</u>	<u>1,338</u>	<u>1,523</u>	<u>1,709</u>	<u>0</u> 名
諏訪支部	200,011人	1,174	1,179	1,178	1,332	1,388	1名
伊那支部	185,872人	1,163	1,157	1,089	1,081	1,417	2名
飯田支部	164,892人	1,247	1,186	1,145	1,320	1,272	2名

佐久支部の管内人口及び家事新受事件数は、いずれも県内6支部の中で3番目に多い状況にありながら、常駐調査官は0名であり、地域間で公平であるべき司法機関の整備状況について、形式的にも実質的にも不平等な状態が続いている。この不平等は、他支部からの填補等ではなく、佐久支部に新たに常駐調査官を配置することによって解消されるべきである。

(4) 調査官が常駐していないことにより、佐久支部では、調停期日において調査官立会相当の事件であることが判明しても、上田支部常駐の調査官の都合がわからず、速やかに調査官立会の日程が入らないという事態も生じている。本来であれば、そもそも、調査官立会の必要性そのものの判断についても、事件が係属している支部内において、速やかに常駐調査官の意見を求めながら適切な判断がなされるべきである。また、長野家庭裁判所によれば統計を取っていないとのことであるが、地元在住の会員らからは、実感として、佐久支部では家事新受事件数の割に他支部に比べて調査官関与事件が少ないのではないかという声も聞かれる。少なくとも、調査官が常駐していないために、事実上、調査官の関与を求める機会自体が乏しい状態であることは間違いない。

(5) そもそも調査官には、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められる家事事件において、行動科学の知見や技法等の専門性を活かして、必要な事実を調査したり、調停手続の中で進行を支援したり、当事者に対して調整的に働きかける等の活動が予定されている。時には、当事者宅や関係機関を訪ねたりするなど、機動性を発揮した仕事をすることもできる点で、調査官は、家庭裁判所において非常に貴重な存在である。

具体的には、調査官は、紛争当事者が子の現状に目を向けていないとか、虐待の虞があるといった場合には「子どもの監護状況の調査」を、当事者が大人の都合ばかり優先しているとか、子の心情を巡って対立しているといった場合には「子どもの心情調査」

を、当事者が面会交流の可否や方法等を巡って対立している等の場合には「試行的面会交流の計画・実践」を、当事者が感情的な理由で出頭しない等の場合には「出頭勧告」を、当事者が病気で出頭できないとか、事実関係が複雑で整理できないといった場合には「当事者の意向確認」を、当事者の感情的な対立が激しく話し合いにならない場合には「心理的調整」を、当事者の生活面に急を要する事情がある等の場合には「社会福祉機関との連絡調整」を、それぞれの場面で行うことが期待されている。

このことは、佐久支部で取り扱われる家事事件においても、何ら異なるところはない。

- (6) 調査官は、市民にとって身近な家事事件において、当事者や子どもに関する情報を適宜入手しながら、実情を把握し、当事者が解決に向けて冷静に考え、現実的な検討をし、具体的な問題解決を目指せるようにする役割を担っており、その身近で重要な役割を担う調査官が、年間約1400件から1700件もの家事事件を取り扱う佐久支部に1人も常駐していないというのは異常な事態であるとさえいえる。

佐久支部における調査官の常駐は、まさに急務である。

2 佐久支部において少年事件を取り扱う必要性

- (1) 佐久支部は、長野本庁及び県内6支部のなかで唯一少年事件も取り扱っていない。

少年が更生するための環境調整については、少年の家族や学校関係者、弁護士、保護司等が少年の居住する地域内で協力し、身近な地域の中で少年の更生を促すのが日本の良き伝統である。少年事件についても、少年が居住する地域の裁判所で取り扱ってこそ、少年にとってより適切な更生環境を整えることが可能となる。ところが、県内で唯一、佐久支部だけが、少年事件を取り扱っておらず、佐久支部管内で発生した少年事件でありながら、事件関係者は長野家庭裁判所上田支部（以下「上田支部」という。）に

おける手続への対応を強いられ、また、少年鑑別所も長野市にしかないため、本来あるべき少年の居住地域内における更生促進のための環境整備が困難になりがちである。

少年の保護者等の中には、手続のために上田支部に赴かなければならないと聞くと、その距離と時間を理由に協力を拒む者も存在する。手続の期間が限られている少年事件において、保護者等が身近で速やかに関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情のひとつとなっている。

(2) 当会では、長野家庭裁判所に対して、毎年、佐久支部における少年事件の取扱いを要望しているが、同裁判所からは、やはり決まって、「少年事件を取扱う支部については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、事件数、交通機関の便、押送を含む身柄付送致事件の処理態勢、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離などを総合的に勘案して各家裁が定めているところであるが、長野家裁ではこのような諸事情を勘案し佐久支部では少年事件を取り扱わないものとし、佐久支部の少年事件は上田支部が取り扱うものと定めている。」といった紋切型の回答が続いている。

(3) しかしながら、まず、「事件数」についていえば、佐久地域における少年事件数は、少ないどころか非常に多く、これを受け入れている上田支部の少年新受事件数は、平成24年(468件)・平成28年(208件)においては、長野本庁の新受事件数(平成24年が404件、平成28年が193件)をも上回っており、それ以外の年も長野本庁に匹敵するほどの件数となっている。

近年の統計として、長野本庁・支部別の少年新受事件数は以下のとおりである(日本弁護士連合会の資料開示依頼に対して最高裁判所からなされた回答による)。

<長野本庁・支部別少年新受事件数>

	件数 H24	件数 H25	件数 H26	件数 H27	件数 H28
長野本庁	404	468	402	329	193
<u>上田支部</u>	<u>468</u>	<u>435</u>	<u>369</u>	<u>259</u>	<u>208</u>
松本支部	446	352	360	271	208
諏訪支部	149	175	129	105	95
飯田支部	139	85	102	75	79
伊那支部	150	98	62	77	70
合 計	1,756	1,613	1,424	1,116	853

全国的な刑事犯罪の減少傾向により全体の事件数は減っているものの、上田支部の少年新受事件数は、長野家庭裁判所管内において最多ないしそれに迫る件数で推移している。なお、当会からは、平成29年1月27日に開催された第一審強化方策長野地方協議会において、上田支部で新受した少年事件のうち佐久支部管内で発生した事件数の教示を求めたが、裁判所からは統計を取っていないとの理由で教示はなされなかった。

実際に少年事件に関わっている地元在住の会員らからは、実感として佐久支部管内で発生する少年犯罪のほうが多いという声も聞かれるが、単純に管内人口比（上田支部約27万人：佐久支部約21万人）から算出しても、平成24年は204件程度、同25年は190件程度、同26年は161件程度、同27年は113件程度、同28年は91件程度が佐久支部管内で発生したと思われる少年事件数という計算になる。ちなみに、長野本庁の管内人口は約56万人、長野家庭裁判所松本支部（以下「松本支部」という。）の管内人口は約52万人であるところ、上田支部・佐久支部は、両支部の管内人口を足しても約48万人であるにもかかわらず、少年事件の数は長野本庁や松本支部の事件数に匹敵する状態である。

少なくとも、年間新受事件数70件～80件程度の県内他支部においても少年事件が取り扱われている状況に鑑みれば、佐久支部においてのみ少年事件を取り扱わない理由は全くない。

(4) 次に、「交通機関の便」の点についてであるが、佐久支部は上田支部と隣接してはいるものの佐久支部の管轄地域は広く、特に南佐久地域から上田支部庁舎に赴くには、自家用車利用にせよ公共交通機関利用にせよ1時間半から2時間程度の時間を要する。決して、上田支部との交通機関の便が良いなどとはいえない。

(5) さらに、「押送を含む身柄付送致事件の処理態勢」の点について、長野地方裁判所佐久支部では通常刑事事件を取り扱っており、佐久支部において少年事件を取り扱うことになったとしても、この点で問題が生ずるとは考えられない。

(6) 加えて、「少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離」の点について、まず、少年鑑別所及び保護観察所は長野県内には長野市にしか存在せず、それ自体も改善すべき問題ではあるが、現状において、佐久支部よりも遠方である複数の県内他支部においても少年事件を取り扱っていることからすれば、佐久支部が少年鑑別所や保護観察所から遠方であることが少年事件を取り扱わない理由にはならない。むしろ、重要な関係機関である児童相談所に関していえば、上田支部管内には存在せずに佐久市内に存在しており、佐久支部が少年事件を取り扱うことで、少年の更生にあたって、裁判所と児童相談所との間で非常に有意義な連携関係を築くことが期待できる。

(7) 以上のとおり、裁判所が掲げる上記諸要素を具体的に検討しても、佐久支部において少年事件を取り扱わない理由は全くない。

少年やその保護者・家族らが、居住地の家庭裁判所において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきことは、佐久支部と県内の他支部とで何ら違いはなく、佐久支部においても、早急に少年事件の取扱いがなされなければならない。

3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎を建替える 必要性

(1) 佐久支部の裁判所庁舎は昭和49年に建築されたものであって(築43年)、残念ながら、現在の佐久支部管内の司法需要に充分
応えられる建築物とはいえない。

(2) まず、法廷及び調停室・調停待合室は庁舎2階に集中している
ところ、庁舎には県内支部で唯一エレベーターが設置されておら
ず、不便であるだけでなく危険である。佐久支部管内地域は、長
寿の地としても有名であり、高齢化率は約30%で、多くの高齢
者や障がい者が裁判所を利用する。また、乳幼児を抱えての来庁
者や妊娠中の女性の利用も少なくない。庁舎1階ロビーには案内
係がいるわけでもないため、来庁者は、人生の一大事で裁判所に
赴いているという意識も相俟って、普段、階段の昇降を避けてい
る方でも、無理をして階段を昇降してしまうことがままあり、い
つ事故が起こってもおかしくない状況にある。また、来庁時に運
良く裁判所職員に気付いてもらえたり、勇気を出して申し出た方
は、2階に上げてもらうこともできるが、その方法は、車椅子に
来庁者を乗せ、それを裁判所職員数名の人力で持ち上げて登ると
いう危険な方法である。過去には、この方法で持ち上げられた高
齢者が、頭部が大きく後方へ傾いたことによる不安感から体調不
良をきたし2階まで登りきれなかったという例もある。また、そ
もそも、車椅子に乗せられて運ばれるということ自体が、個人の
尊厳に関わる場合もある。他方で、その方法で対応せざるを得な
い現場の裁判所職員も、事故と隣り合わせの危険の甘受を強いら
れている状況にある。佐久支部の裁判所庁舎は、この一事をもっ
てしても、現代の公的施設としてそぐわないものになってしまっ
ている。

(3) また、庁舎内に試行面会室が存在しない。夫婦間の紛争により、
当事者が子どもとの面会交流の可否や方法を巡って対立してい
る等の場合、試行的面会交流を行うことは有効な手段であるが、

佐久支部にはこれを実施できる専用の試行面会室がなく、調査官が常駐していないこととも相俟って、試行的面会交流自体が実施されにくい環境にあるといえる。

- (4) さらに、防音設備の貧弱さも、特筆すべき状況にある。調停待合室は調停室と隣接しており、調停室内での会話内容までは聞こえないまでも、その雰囲気を感じ取ることができる状態にあり、一般待合室や弁護士待合室にいたっては打ち合わせの音が殆ど廊下に筒抜けであって、声の大きさによっては向いの待合室にまで聞こえるほどである。現在の庁舎は、個人のプライバシー保護が最重視される公的施設としてあまりにも貧弱な防音状態であると言わざるを得ない。
- (5) 加えて、日本でも有数の寒冷地に存在しながら、防寒設備が充分でなく、冬季は庁舎内が非常に寒いという問題もある。佐久支部は、事件数に比して裁判官も少ないため、予定時間を超えて廊下等で待たされることも多く、特に1階の廊下等で長時間待たされる場合には、風邪等の体調不良を抱えた来庁者の体調悪化をもたらすことも珍しくない。現状では、ポータブルの電気ストーブなどで暖を取っているが、その台数も限られており、そもそも防寒設備としても不十分であって、抜本的な解決になっていない。
- (6) このように、佐久支部庁舎は、県内の本庁他支部に比べても、その設備内容が明らかに劣っており、その中心的な利用者である佐久支部管内の市民・住民は、長年その不利益を被り続けている状況にある。

佐久支部庁舎は速やかに建て替えることが相当であり、その際には、建替場所・設備内容等について、市民の利便性・安全性に最大限配慮すべきである。新庁舎においては、バリアフリー化はもちろんのこと、少年審判廷も設置し少年事件取扱いのための設備状況も整えるべきであり、試行面会室等も設置して調査官活用のための設備状況も整えるべきである。

- (7) なお、平成29年9月29日、佐久支部管内の全11市町村で

組織される佐久広域連合議会において、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択された。同意見書の内容は、本決議の趣旨1・2・3と同様のものである。さらに、今後、佐久広域連合を組織する11市町村（佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村）の各議会においても、同様の意見書が次々採択される見通しである。

本決議の趣旨は、佐久支部管内の住民の声そのものでもある。

4 全国の裁判所における人的物的基盤の充実にともなう支出に対応するため、司法予算を大幅に増額させる必要性

市民にとって身近な家事事件が増加し複雑化するなか、市民の多様なニーズの受け皿となるべきことが求められている家庭裁判所にあって、裁判所の人的物的基盤の不備が原因でその取扱いに差異が生ずることは、特定の地域住民にのみ憲法が定める裁判を受ける権利が実質的に保障されていないということにもなりかねない。先に述べてきたとおり、長野地方裁判所管内においても、佐久支部において調査官が常駐していないことにより佐久地域に住む住民については形式的にも実質的にも不平等な状態が生じているのであり、佐久支部庁舎の不十分な施設で裁判手続を受けなければならない事態が生じているのである。

もちろん、裁判所の人的物的基盤の整備には予算が必要である。佐久支部の例においても、調査官の常駐のための調査官の増員という事になれば、人件費が必要になることは容易に想像できるどころであり、佐久支部庁舎の建替えに予算が必要なことは論を俟たないところである。

ところが、司法予算の現状に目を遣れば、司法予算は国家三権のひとつに係わる予算でありながら、これまで国の一般予算全体のわずか約0.3%しか予算付けがなされず、慢性的な予算不足の状態

にあったといえる。この点について、当会では、平成26年9月13日に「司法予算の大幅増額を求める会長声明」を発し、当会が属する関東弁護士会連合会においても、平成28年3月16日に「司法予算の大幅増額を求める理事長声明」を公表したところである。

また、国においても、平成28年5月13日には成年後見制度利用促進法が施行され、その第11条では成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点が見され、成年後見人等の事務の監督等の支援に係る機能を強化するため家庭裁判所等における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること等が基本方針として掲げられている。その上で、第9条においては、「政府は、第11条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。」と規定する。すなわち、成年後見制度利用促進の観点からも家庭裁判所の人的物的基盤の充実は不可欠であって、そのために国は速やかに財政上の措置として司法予算を増額させる義務がある。

それにもかかわらず、平成29年度国家予算においても、予算総額約9兆7千454億7千7百万円に対して裁判所予算は約317億7千7百万円に過ぎず、国家予算のわずか約0.3%しか予算付けがなされないという従前の状況に変化がない。

当会は、現在の家庭裁判所を取り巻く状況にも鑑み、家庭裁判所佐久支部における調査官の増員や裁判所佐久支部庁舎の建替えとともに、平成24年6月の「地域司法の充実を求める総会決議」に続き、改めて国に対して司法予算の大幅増額を求める。

以上